

特別区道路線の認定について（海岸一丁目）

本案は、芝浦一丁目地区の開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

【芝浦一丁目地区の開発事業の概要】

芝浦一丁目地区は、古川と芝浦運河、鉄道線路等に面した区域であり、JR浜松町駅や日の出ふ頭にもアクセス性が高く、交通利便性に優れています。一方、浜松町駅周辺から計画地への歩行者基盤の不足やバリアフリーネットワークの未整備、区立公園の点在化、芝浦運河沿い歩行者空間の分断等の課題があります。

そのため、歩行者ネットワークの強化や、緑とにぎわい空間の形成、水辺の観光拠点の創出を目指すとともに、災害時支援機能の強化等、多様な都市機能の集積した魅力ある複合市街地を形成するまちづくりが進められています。

【内容】

特別区道第1，203号線を認定します。

起 点 港区海岸一丁目54番

終 点 港区海岸一丁目14番85

長 さ 約213m

【案内図】

